

第1号様式(第3条関係)

指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

伊仙町長 殿

申請者 住所

氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

指定希少野生動植物の個体の捕獲等の許可を受けたいので、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をしよ うとする個体	種 名 (卵にあつては、 その旨及び種名)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的	学術研究・繁殖・教育・その他()		
捕 獲 等 を す る 区 域 及 び 当 該 区 域 の 状 況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕獲等をした個 体を飼養栽培し ようとする場合	所 在 地		
	飼養栽培施設の規 模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に 関する経歴			
摘 要			

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 この申請書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面及び写真
- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 「捕獲等をする目的」の欄は該当するものを○で囲み詳細を別紙に記載の上添付すること。

第2号様式（第4条関係）

指定希少野生動植物の指定前からの所持・譲受届出書

年 月 日

伊仙町長 殿

届出者
住所
氏名 印
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

新たに指定された指定希少野生動植物を指定の時点で所持しており、又は既に届け出た者からこれを譲り受け、引き続き所持したいので、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	指定希少動植物の 名称 株数
	指定希少動植物所持場所
2	指定希少動植物の 名称
	指定希少動植物所持場所
3	指定希少動植物の 名称 株数
	指定希少動植物所持場所
4	指定希少動植物の 名称
	指定希少動植物所持場所
5	指定希少動植物の 名称 株数
	指定希少動植物所持場所
6	指定希少動植物の 名称
	指定希少動植物所持場所

注) 個人の場合で自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

第3号様式（第7条関係）

生息地等保護区の区域内における行為等許可申請書

年 月 日

伊仙町長 殿

申請者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名

生息地等保護区の区域内において、下記の行為をしたいので、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例第15条第3項の規定により、次のとおり申請します。

行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所 及 び その 周 辺 の 状 況	
行 為 の 方 法 及 び 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

- 注 1 「行為の種類」欄には、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例第15条第1項に掲げる事項を参照の上、記入すること。
- 2 「行為の場所」欄には、町名、字名、地番等を記入すること。
- 3 「行為の目的」欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 4 「行為の場所及びその周辺の状況」欄には、地形、植生等、周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 5 「行為の方法及び内容」欄には、当該行為の施行方法、内容、規模及び希少野生動植物の保護措置等を具体的に記入すること。
- 6 他の法令等における認可、許可等の要件が必要な行為については、「摘要」欄にその状況等について記入すること。
- 7 申請に際しては、次に掲げる書類等を添付すること。
- (1) 位置図
 - (2) 平面図
 - (3) 行為の場所及びその周辺の状況を明らかにした写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類等

第4号様式(第8条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
<p>上記の者は、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例第20条第1項の希少野生動植物保護推進員であることを証明する。</p>	
使用期限	年 月 日発行 年 月 日まで
伊仙町長	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

(裏)

伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例(抄)

(希少野生動植物保護推進員)

第20条 町長は、希少野生動植物の保護及びその生息し、又は生育する自然環境の保全に関する必要な啓発、調査、助言等を行わせるため、希少野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

2 推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(抄)

(希少野生動植物保護推進員)

第8条 条例第20条第1項に規定する希少野生動植物保護推進員（以下この条において「推進員」という。）は、次に掲げる活動を行う。

(1) 希少野生動植物が置かれている状況及びその保護の重要性について、町民等に対し啓発すること。

(2) 希少野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。

(3) 希少野生動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、必要に応じ希少野生動植物の保護のため助言すること。

(4) 希少野生動植物の保護のために町が行う施策に必要な協力をすること。

2 推進員は、希少野生動植物の保護に関する深い理解と関心を有し、指導力、判断力及び行動力に富み、かつ、人格円満な者のうちから、5人以内で町長が委嘱する。

3 推進員の任期は、2年とする。

4 町長は、必要に応じ、予算の範囲内において推進員に対し活動費を支給することができる。

5 町長は、推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき又は条例若しくはこの規則の規定に違反し、その他推進員たるにふさわしくない非行があったときは、解任することができる。

6 推進員は、身分証明書（別記第4号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

指定希少野生動植物捕獲等通知書

年 月 日

伊仙町長 殿

申請者 住 所
氏 名

指定希少野生動植物の個体の捕獲等をするので、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例第23条の規定により、次のとおり通知します。

捕獲等をしよ うとする個体	種名(卵にあつてはその旨 及び種名)		
	数	量	
捕 獲 等 を す る 目 的	学術研究・繁殖・教育・その他()		
捕 獲 等 を す る 区 域 及 び 当 該 区 域 の 状 況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法(生きてい る個体の場合に限る。)			
捕 獲 等 を し よ う と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕 獲 等 を し た 個 体 を 飼 養 栽 培 し よ う と す る 場 合	所 在 地		
	飼 養 栽 培 施 設 の 規 模 及 び 構 造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼 養 栽 培 に 関 す る 経 歴			
保 護 区 内 に お いて 規 制 対 象 行 為 を 行 う 場 合	行 為 の 種 類		
	行 為 の 目 的		
	行 為 の 場 所		
	行 為 の 場 所 及 び そ の 付 近 の 状 況		
	行 為 の 方 法 及 び 内 容		
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
摘 要			

- 注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 この届出書の提出に併せて、次の書類を提出すること。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面及び写真
 - (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 「捕獲等をする目的」の欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。
- 4 「行為の種類」欄には、徳之島町希少野生動植物の保護に関する条例第15条第1項に掲げる事項を参照の上、記入すること。
- 5 「行為の場所」欄には、町名、字名、地番等を記入すること。
- 6 「行為の目的」欄には、当該行為を行う目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 7 「行為の場所及びその周辺の状況」欄には、地形、植生等、周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 8 「行為の方法及び内容」欄には、当該行為の施行方法、内容、規模及び希少野生動植物の保護措置等を具体的に記入すること。
- 9 他の法令等における認可、許可等の要件が必要な行為については、「摘要」欄にその状況等について記入すること。